

有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 86 2012年02月10日

## 台湾商標法新法規定の経過期間適用状況総括整理表

(和訳)

商標法は2003年11月28日に改正施行した（以下現行法と称す）以後、当部が研鑽提案してきた改正条文は既に2011年5月31日に立法院（国会）三讀を通過し、且つ總統によって同年6月29日に公布（以下新法と称す）され、施行日は行政院がこれを定めるものとされている。目下2012年6月頃に施行を予定している。商標新旧法に係る各申請事項の経過期間適用状況及び処理原則を各界に充分に了解して頂くため、茲に関連事項を次のとおり列記する。以て出願人が予め準備及び対応に供するものとする。

No.	項目	出願／審理時点	適用法律		説明
			新法	現行法	
1	<b>動態、ホログラム商標の登録出願（新法§18）</b>	施行前の出願	●		(1) 新法の施行日をその出願日とする。優先権を主張するときは、新法施行日をその優先権日とする。 (新法§108、§109 I) 同日出願の場合、新法第22条の規定により、各出願人の協議／抽籤方式で処理すべきである。 (2) 本局は2012年4月に新法施行後適用の各項申請書類の書式を公告する予定である。
		施行後の出願	●		出願人は新法及びその関連弁法と審査基準規定に従い、商標形態によって従来にない商標登録出願の願書を選ぶべきであり、且つ出願人、商標態様及び指定商

					品又はサービスを明記した日をその出願日とする。 (新法 § 19 II)
2	匂い商標、味覚商標、 触覚商標の登録出願  (新法 § 18)	施行前の出願		●	新法 § 108、§ 109 I の適用を受けないので、受理するべきではない。
		施行後の出願	●		出願人は新法及びその関連弁法と審査基準規定に従い、商標形態によって従来にない商標登録出願の願書を選ぶべきであり、且つ出願人、商標態様及び指定商品又はサービスを明記した日をその出願日とする。 (新法 § 19 II)
3	国際展覧会(博覧会) 優先権の主張 (新法 § 21)	施行前の出願		●	現行法は国際展覧会優先権制度がない。新法施行前に国際展覧会優先権を主張するときは、受理しない。
		施行後の出願	●		(1) 出展日が新法施行日前 6 カ月以内のものは、新法施行日をその優先権日とする。(新法 § 109 II) (2) 出展日が新法施行日後のものは、出展日をその出願日とする。(新法 § 21) (3) 出展日が新法施行日前 6 カ月より早いものは、国際展覧会優先権主張可能の 6 カ月の法定期間を超える為、受理しない。(新法 § 21)

4	<b>拒絶理由先行通知に対する意見陳述の期限（新法 § 31 II）</b>	<b>施行前の通知</b>		●	<p>(1) 現行法意見陳述通知の期限は 30 日（新法 § 24 II）である。該期間は法定期間で、理由を明確に述べて延長手続を申請したときは、期間を 1 カ月延長することができる。出願人の住居又は営業所が国外に所在する場合、期間を 2 カ月延長することができる。</p> <p>(2) 2 回目の延長手続を申請したときは、本局はその必要性及び補正事項の性質を考量した上、新たな延長期間若しくは延長不可の決定を斟酌して下す。</p>
		<b>施行後の通知</b>	●		<p>(1) 新法施行後、意見陳述通知の期限を通知するとき、出願人の住居又は営業所が国内に所在する場合は 1 カ月で、国外の場合は 2 カ月となる。</p> <p>(2) 理由を明確に述べて延長手続を申請したときは、期間を 1 カ月延長することができる。出願人の住居又は営業所が国外に所在する場合、期間を 2 カ月延長することができる。</p> <p>(3) 2 回目の延長手続を申請したときは、本局はその必要性及び補正事項の性質を考量した上、新たな延長期間若しくは延長不可の決定を斟酌して下す。</p>

5	登録料納付期間及び方法（現行法 § 26／新法 § 32 Ⅱ）	現行法の規定により査定を許可する共に登録料納付を通知したとき、納付期間を新法施行日後に延長する		<p>●</p> <p>(1) 出願人は 2 回に分けて登録料の納付を選択可能である。</p> <p>(2) 現行法規定によって 2 回に分けて納付したときは、新法施行後、やはり登録公告日から起算して、満 3 年目の前 3 カ月以内に 2 回目の登録料を納付しなければならない。規定の期間内に納付しなかった場合、期間後 6 カ月以内に規定の登録料の倍額を納付しなければならない。（新法 § 105）</p> <p>(3) 規定に従って 2 回目の登録料を納付しなかった場合、その商標権は倍額納付期間満了日の翌日より失効する。（現行法 § 26 Ⅲ）</p> <p>(4) 例を挙げて説明する。</p> <p>仮に商標は 2012 年 5 月 1 日に査定許可を受けたが、新法が 2012 年 6 月 1 日に施行する場合、出願人は 2012 年 6 月 10 日に 1 回目の登録料のみ納付を選択したとき、本局が 2012 年 7 月 16 日に登録決定を公告した場合、2 回目の登録料は 2015 年 4 月 16 日から 2015 年 7 月 15 日までの期間内に納付しなければならない（区分毎に NT\$1,500 元）。納付を忘れた場合、2016 年 1 月 15 日前に倍額納付することができる（区分毎に NT\$3,000 元）。追納しない場合、商標権は 2016 年 1 月 16 日零時より失効となる。</p>
---	---------------------------------	---	--	--

		施行後査定を許可すると共に登録料納付を通知したとき	●		登録料を1回で完納するべきである。
6	登録料納付延遲の回復申請（新法§32Ⅲ）	施行前の出願		●	(1) 現行法は回復の規定はないので、回復の申請を受理すべきではない。 (2) 期限内に登録料を納付しなかった場合は登録公告されず、原公告決定は失効する（現行法§25Ⅱ後段）。例外として、出願人は天災又は自己の責任に帰することのできない事由があるとき、原状回復を申請することができる。（現行法§9Ⅱ）
		施行後の出願	●		(1) 出願人は査定書送達後2ヵ月以内に登録料を納付しなかった事が故意でない旨証明した場合、納付期間満了後6ヵ月以内に登録料の倍額を納付すれば、登録公告することができる。但し、この期間内に第三者が行った登録出願又は商標権取得に影響を与える場合、これを行うことができない。 (2) 現行法規定の期間に登録料を納付しなかったとき、新法施行時に遅延期間が6ヵ月を超過していなければ、新法規定によって回復を申請することができる。
7	指定商品又はサービス分割又は縮減申請	施行前に既に拒絶査定又は審判処分が下		●	現行法規定により拒絶商標又は係争商標の指定商品又はサービスの分割又は縮減が申請可能である。

	の時点（新法 § 31 III、§ 38 III）	されて、施行時未だ行政救済手続に係っているとき			
		施行時に未だ拒絶査定又は審判処分が下されていないとき	●		登録出願商標又は係争商標の指定商品又はサービスの分割又は縮減を申請するときは、拒絶査定又は審判処分前に行うべきである。
		施行後の商標登録出願又は審判案件	●		登録出願商標又は係争商標の指定商品又はサービスの分割又は縮減を申請するときは、拒絶査定又は審判処分前に行うべきである。
8	無効審判請求又は取消請求前3年の引用商標使用証拠の送付（新法 § 57 II、§ 57 IIを準用する § 67 II）	施行前既に受理した未処分の商標無効審判又は取消案件		●	引用商標の使用証拠を補充提出する必要はない。（新法 § 106 II、§ 107 II）
		施行後の無効審判請求又は取消請求案件	●		商標法 § 57 II、§ 57 IIを準用する § 67 IIの規定により、混同誤認の虞を有すると主張する商標の使用証拠を添付して提出する。期限が過ぎても補正しないときは、受理すべきではない。
9	権利不要求声明	施行前既に査定受けたとき		●	権利不要求を声明した記述的で識別性を有しない部分につき、商標権の範囲に疑義が生じる虞はなく、新法施行後に訂正又は変更の問題も必然的ない。
		施行前に出願し、施行時未だ査定受けていないとき	●		新法は商標権の範囲に疑義が生じたとき、識別性を有しない該部分について、権利不要求を声明しなければならない。出願人は自発的に声明するか否かに拘ら

					ず、改正後の「権利不要求声明審査基準」により処理しなければならない。即ち、商標権の範囲に疑義が生じないときは、権利不要求声明を公告しない。本局は同時に「権利不要求声明の不要例示事項」を改正公告し、参考に提供する。
	施行後の出願	●			商標態様中に識別性を有しない部分が含まれ、且つ商標権の範囲に疑義が生じるときは、出願人は該部分について権利不要求を声明しなければならない。権利不要求を声明しないときは、登録することができない。 (新法 § 29 III)
10	先行商標権者が第三者商標の併存登録に同意する同意書を提出 (新法 § 30 I⑩)	施行前に出願し、施行時に未だ査定受けていないとき	●		登録手続の完結前に法律又は事実が変更されたときは、経過規定に他の規定がある場合を除き、変更後の法律又は事実によって処理すべきである。故に出願人は併存登録同意書を添付して提出したが、明らかに不当なことがある場合、拒絶の査定を下すことができる。

		<b>施行後の出願</b>	●		出願人は併存登録同意書を提出したが、明らかに不当であるときは、登録することができない。例えば(1)両者の商標及び指定商品又は役務はいずれも同一であるとき。(2)登録商標は裁判所の禁止処分を受けたにも拘らず、商標権者が第三者の商標に併存登録の同意書を提出したとき。(3)その他客観的事実と証拠によって明らかに不当なことがあるとき。
11	<b>第 30 条第 1 項第 12 号「模倣意図」という規定の審査</b>	<b>施行前の出願</b> <b>施行時に未だ処分受けていない</b>	●		新法において「意図的に模倣して登録出願するもの」の条文を新設した。その目的とは市場の公平な競争秩序を守るという立法趣旨にあり、決して該條号の適用範囲を制限しているものではない。従って、審査事項が現行法とは同一であり、契約、地縁、業務取引若しくはその他等客観的な存在事実と証拠を斟酌し、論理法則及び経験法則によって判断認定すべきである。
		<b>施行後の出願</b>	●		
12	<b>専用／通常の使用許諾</b>	<b>施行前に申請し、施行時は既に使用許諾登録が完結したとき</b>		●	商標の使用許諾は原則として、双方合意の契約成立により、直ちに法律上の効力を発生するものであり、特に登録申請を効力発生の要件としない。新法施行前既に完結した使用許諾登録について、該使用許諾の性質が専用の使用許諾である場合、やはり双方が締結した使用内容によって判断すべきであり、補正又は変更の

				問題は生じないものである。
	<b>施行前に申請し、施行時に未だ使用許諾登録が完結していないとき</b>	●		行政手続の完結前に法律が変更されたとき、経過規定に他の規定がある場合を除き、変更後の法律によって処理すべきである。該使用許諾の性質が専用の使用許諾である場合、使用許諾者／被使用許諾者は専用の使用許諾として登録申請することができる。
	<b>施行後の申請</b>	●		商標権者はその登録商標の指定商品又はサービスの全部又は一部について、地区を指定して専用又は通常の使用許諾を指定することができる。